

役員の報酬等に関する規程

2013年11月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）の定款第33条第4項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、本財団事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤理事および監事に対して、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 非常勤理事は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の常勤理事の報酬は、年間報酬総額700万円を上限として決める。

2 本財団の監事の報酬は、職務執行に応じて都度支給するものとし、1人1日当たりの報酬を以下のとおりとする。

		報酬額
実地監査(※1)	1日監査	50,000円
	半日監査	30,000円
会議出席	1時間あたり	5,000円
	評議員会	30,000円
	理事会	30,000円
その他の会議		20,000円

(※1) 拘束時間が5時間以上の実地監査を1日監査とし、拘束時間が5時間未満の実地監査を半日監査とする。

(※2) 1日50,000円を上限とする。

- 3 本財団は、常勤役員の退職に際し、常勤役員就任期間内の年間報酬最高額を上限とした退職手当を支給することができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則（2012年5月1日）

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。

附 則（2013年11月1日）

この規程は、「役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程」を規程名改称のうえ、2013年11月1日より施行する。また、この規程の施行にともない、現行の非常勤監事の報酬支給基準（2012年5月1日施行）は廃止する。